

※文部科学省 HP 掲載「幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関する Q&A」より一部抜粋

2-2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行後 10 年以内に所要資格を得た場合には、10 年経過後であっても免許状は授与されるのか。

(答)

10 年以内に所要資格を得ていても 10 年経過後に授与を受けることはできませんので、授与の申請は特例の期限である令和 7 年 3 月 31 日までに行ってください。

また、特例の期限をもって 3 年間の最低在職年数かつ 4320 時間の勤務経験を満たす場合であっても、本特例の対象者として免許状の授与を受けることができます。例えば、令和 4 年 4 月 1 日より認可保育所で保育士として勤務を開始し、令和 7 年 3 月 31 日まで勤務を続けた者については、本特例により免許状の授与を受けることができます。**なお、本特例の期間の最終年度に授与の申請を予定している場合は、申請の半年前には都道府県教育委員会へ相談してください。**